

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【259】
2. 日時：令和2年7月10日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階E会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、岸野主任安全審査官

羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 土木総括部長 他9名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、津波への配慮について、令和2年7月9日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【漂流物に係る論点整理について】

- 航行不能船舶の漂流物評価について、軌跡解析の結果と流向や流速に係る津波継続時間中の詳細な考察を実施した上で、発生頻度による評価の位置付けを再度整理した上で、説明すること。
- 荒浜側港湾内で作業する船舶について、大湊側港湾内で作業する船舶と取扱いに差異が生じている理由を説明すること。
- 滑動状態での衝突荷重の評価について、保守的な評価となっていることがわかるように説明すること。
- 海水貯留堰への漂流物の落下について、落下防止対策を設置する場合には施設としての位置付けを説明すること。また、運用による防止を図る場合には、具体的な対応を説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし